

「平成25年度税制改正案」カンタン解説

平成25年度税制改正大綱が、1月24日（木）発表されました。

実際の成立は、例年通り3月になると考えられますが、今回の税制改正大綱は1月22日に自民党・公明党・民主党の間で既に三党合意がなされており、基本的にそのまま可決されるのではないかと予想されます。（ただし、相続税・贈与税に関しては3月末に見直される可能性があります。）

全体的には、法人に対しては減税の傾向にあるようで、設備投資・研究開発・雇用促進などに力を入れた企業に対し優遇する税制が拡充されており、安倍政権の最重要課題である経済再生を後押しする内容となっているようです。

個人に対しては、来年4月に迫った消費税増税対策が色濃く出ており、特に低所得者の不満解消のためもあり、富裕層について所得税・相続税ともに増税傾向にあるようです。

また、住宅の駆け込み需要やその反動に対する対策として、住宅ローン減税についても拡充が行われています。

相続税につきましては、東日本大震災の影響で棚上げにされていた、基礎控除の見直しがついに実施されました。これにより、相続税を納めなければならない人が現在の2倍近くになるのではないかとされています。これまでは“相続税は地主さんが納めるもの”というイメージが強かったかと思いますが、これからは不動産をお持ちでない方も相続税を納める必要がある場合が出てくるかと思しますので、4,000万円前後の財産をお持ちの方はご注意くださいと思います。

以上、堅いお話が続きましたが概要をお話しさせていただきました。次ページより個別の改正内容で主要なものをなるべく簡単に分かりやすくまとめてみましたのでご一読いただければ幸いです。

なお、不明な点、ご質問等は、私あるいは当法人税務スタッフに遠慮なくご質問ください。電話でもメールでもFAXでも結構です。

では、本年もよろしく願いいたします。

東京メトロポリタン税理士法人
統括代表社員 北岡 修一

●ご質問、お問い合わせは下記まで...

住所: 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー4F
TEL: 03-3345-8991 FAX: 03-3345-8992
東京メトロポリタン税理士法人 kitaoka@tmcg.co.jp

1. 所得税の最高税率の見直し（平成27年分以後の所得税）

課税所得4,000万円超の方について、税率が45%（現行40%）となります。

2. 公社債に対する課税方式の見直し（平成28年1月1日以後）

（1）非課税からの除外

現在、一定の場合を除き基本的に公社債の譲渡による所得は非課税とされていますが、平成28年1月1日以降、公社債の譲渡や償還などをした場合は、20%（所得税15%、住民税5%）の申告分離課税の対象となり、課税されることとなります。

（2）課税方式の整備

上記公社債の譲渡所得は、特定公社債と一般公社債とに分け、株式の譲渡所得に含めて、一定の方法により計算されることとなります。

3. 日本版ISA(少額投資非課税制度)の拡充

（1）制度概要

現在、上場株式等から生じる所得に対する所得税率は10%の軽減税率が採用されていますが、これが今年いっぱい終了し、本来の20%に戻ります。

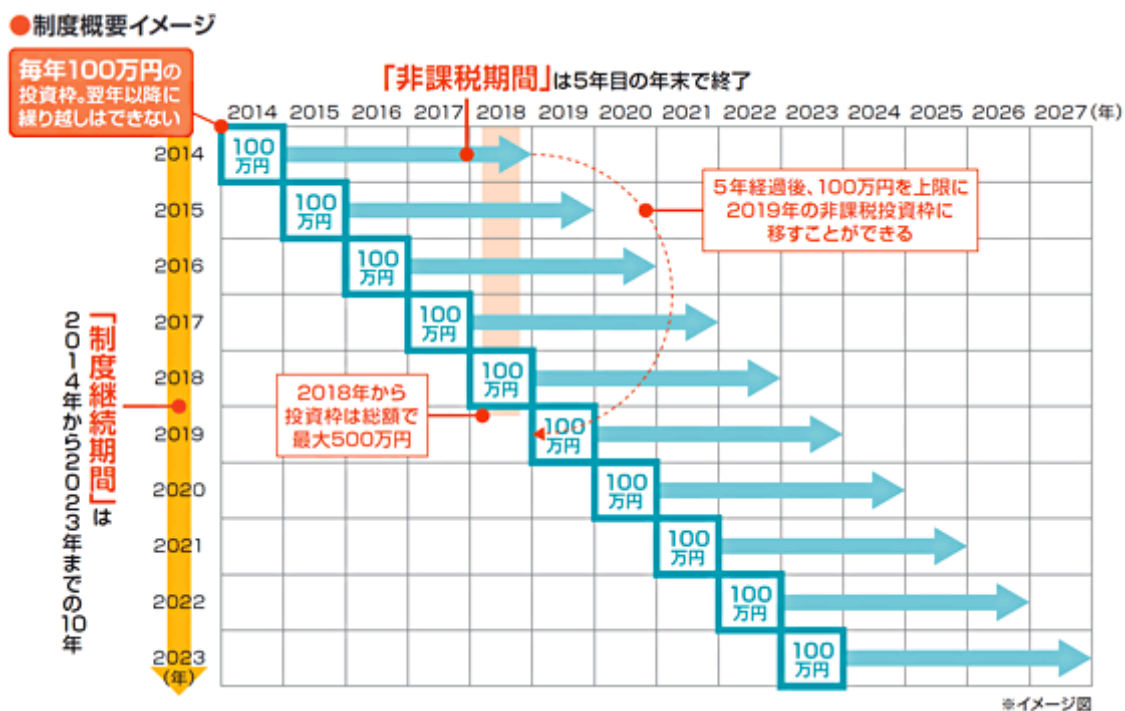
その代わりに、小口投資家向けに平成22年度の税制改正で創設された制度（実施は平成26年1月から）で、金融機関などに専用の口座を開設し、そこに対する年間100万円までの投資であれば、その運用益・譲渡益には課税しないこととする制度です。（期間内であれば毎年100万円ずつ新規に投資ができます。）

（2）改正内容

今回の税制改正大綱では、以下の改正が行われます。

- ① 専用の非課税口座が開設できる期間が、3年間から10年間に延長されます。（具体的には、平成26年1月1日から平成35年12月31日まで）
- ② 非課税期間が5年間になります。
（①、②の結果として、最大投資可能金額が300万円から500万円に拡充されます。）
- ③ 非課税期間が終了した非課税口座に残っている株式を、新しく開設する非課税口座に移管できることとなります。
- ④ その他手続き関係など、所定の改正があります。

(3) 制度のイメージ



4. 住宅ローン減税の拡充

(1) 適用期限の延長

適用期限が平成29年12月31日までと、4年間延長されます。

(2) 控除限度額の拡充

平成26年4月1日からの消費税の増税による住宅の駆け込み需要やその反動に対する対策として、消費税が増える代わりに、同日以後の住宅ローン控除については、次ページの通り拡充されます。

消費税増税前の平成26年3月分までは、一般の住宅、認定住宅ともに現行の控除額と変わりませんが、増税後の平成26年4月以降について拡充されています。

(控除限度額について)

① 一般の住宅の場合

| 居住開始年月 | 借入限度額 | 控除率 | 各年控除限度額 | 10年分最大控除額 |
|-----------|---------|-----|---------|-----------|
| 平成26年3月まで | 2,000万円 | 1% | 20万円 | 200万円 |
| 平成26年4月以降 | 4,000万円 | 1% | 40万円 | 400万円 |

② 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の場合

| 居住開始年月 | 借入限度額 | 控除率 | 各年控除限度額 | 10年分最大控除額 |
|-----------|---------|-----|---------|-----------|
| 平成26年3月まで | 3,000万円 | 1% | 30万円 | 300万円 |
| 平成26年4月以降 | 5,000万円 | 1% | 50万円 | 500万円 |

※ その他、認定長期優良住宅の新築等をした場合、省エネ・耐震・バリアフリー改修工事をした場合などの各種特別控除についても同様の改正がされています。

※ 予備知識

ちなみに、消費税については原則として『平成26年4月1日以降に完成・引き渡しされた住宅』から消費税が8%となりますが、経過措置として『平成25年9月30日までに、建設業者さんとの間で請負契約が成立したものであれば、例外的に消費税は5%のままでいい』とする措置があります。

すると、平成25年9月30日までに建築業者さんと請負契約を成立させ、かつ、平成26年4月以降に完成させ、住み始めた場合は消費税が5%のままで、さらに拡充した住宅ローン控除の適用も受けることができることとなります。

非常に魅力的な節税対策ではありますが、税制改正大綱では以下のように注書きがされています。

『平成26年4月以降の欄の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の金額が8%または10%である場合の金額であり、それ以外の場合における借入限度額は2,000万円（認定住宅の場合は3,000万円）とする。』

つまり、消費税の経過措置の適用を受けた人の住宅ローン減税は、従前通りの金額となります。と書かれています。

したがって、二重で優遇措置を受けることはできません。

(3) 住民税の控除限度額の拡充

住宅ローン減税の控除額は高額となっていますので、所得税から控除しきれない方もいらっしゃいます。

この場合、翌年の住民税の金額から控除することができますが、その控除限度額が、以下の通り引き上げられます。

これについても所得税と同様、消費税増税前は現行通り、増税後は引き上げということになっており、消費税の経過措置を受けた場合は現行通りとなっています。

| 居住開始年月 | 控除限度額 | 最高控除額 |
|-----------|-------------|----------|
| 平成26年3月まで | 課税総所得金額等×5% | 97,500円 |
| 平成26年4月以降 | 課税総所得金額等×7% | 136,500円 |

5. その他個人所得課税

(1) 社会保険診療報酬の所得計算の特例の改正

個人の開業医の事業所得や医療法人の所得金額の計算上、社会保険診療報酬に係る必要経費や損金の額の計算については、実際の経費の金額に関係なく、その社会保険診療報酬の金額に一定の割合をかけて計算することができるとする制度です。

あくまで計算方法の特例ではありますが、結果的に大幅に所得を減少させることが多い優遇税制となっています。この制度について、以下の改定があります。

<現行>

その年の社会保険診療報酬の金額が5,000万円以下の者に限る。

<改正>

その年の社会保険診療報酬の金額が5,000万円以下、かつ、その年の社会保険診療報酬を含む医業全体に係る収入金額が7,000万円以下の者に限る。

なお、この取り扱いは個人については平成26年分以後の所得税について、医療法人については、平成25年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

(2) 財産債務明細書の改定

個人の確定申告書を提出する際、各所得金額の合計額が2,000万円を超える場合は、その確定申告書に、『財産及び債務の明細書』というものを添付しなければなりません。その明細書に有価証券（株式、貸付信託、投資信託、特定受益証券発行信託の受益権など）の記載をする場合、今まではその有価証券の“額面金額”を記載していましたが、今後は“時価”で記載することとなります。（ただし、時価の算定が困難な場合は取得価額となります。）

6. 相続税の計算構造の見直し（平成27年1月1日以後の相続より）

（1）相続税の基礎控除の減額

相続財産の金額から控除される基礎控除額が、以下の通り減額されます。

| 現 行 | 改 正 案 |
|------------------|----------------|
| 5,000万円（定額控除） | 3,000万円（定額控除） |
| +1,000万円×法定相続人の数 | +600万円×法定相続人の数 |

例：法定相続人が、配偶者と子供2人の場合

現行 → 5,000万円+1,000万円×3人 = 8,000万円

改正案 → 3,000万円+600万円×3人 = 4,800万円

※ 40%も基礎控除が減ってしまうので、相続税の課税対象になる方がかなり増える
と予想されます。

（2）相続税の税率構造

最高税率を50%から55%に引き上げ、税率構造は6段階から8段階になります。

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|--------------|-----|--------------------|-----|
| 各相続人ごとの課税価格 | 税率 | 各相続人ごとの課税価格 | 税率 |
| 1,000万円以下の金額 | 10% | 1,000万円以下の金額（変わらず） | 10% |
| 3,000万円以下の金額 | 15% | 3,000万円以下の金額（変わらず） | 15% |
| 5,000万円以下の金額 | 20% | 5,000万円以下の金額（変わらず） | 20% |
| 1億円以下の金額 | 30% | 1億円以下の金額（変わらず） | 30% |
| 3億円以下の金額 | 40% | 2億円以下の金額 | 40% |
| — | | 3億円以下の金額 | 45% |
| 3億円超の金額 | 50% | 6億円以下の金額 | 50% |
| — | | 6億円超の金額 | 55% |

（3）未成年者控除、障害者控除の増額

① 未成年者控除

| 現 行 | 改 正 案 |
|----------------|-----------------|
| 20歳までの1年につき6万円 | 20歳までの1年につき10万円 |

② 障害者控除

| 現 行 | 改 正 案 |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| 85歳までの1年につき6万円 （特別障害者については12万円） | 85歳までの1年につき10万円 （特別障害者については20万円） |

7. 小規模宅地等の特例の改正

(1) 特定居住用宅地等の限度面積要件の緩和（平成27年1月1日以後の相続より）

① 制度概要

小規模宅地等の特例とは、相続財産を評価する上でその宅地の評価額を80%（後術する貸付用の場合は50%）の評価減をすることができる制度です。この制度では、宅地を居住用、事業用、貸付用、同族会社事業用に分類し、その名（小規模）の通り、それぞれ240㎡、400㎡、200㎡、400㎡までしか適用を受けることができません。これを限度面積要件と言います。

② 改正内容

このうち居住用について、330㎡（現行240㎡）まで限度面積が拡大されます。

(2) 限度面積の計算（平成27年1月1日以後の相続より）

① 制度概要

相続した宅地が1種類であれば、上記の通り分かりやすいのですが、例えば事業用（400㎡）と貸付用（200㎡）など限度面積の異なる宅地を相続した場合は、それぞれ400㎡、200㎡まで適用を受けられるわけではなく、一定の調整計算をした上で、その計算結果が400㎡に達するまでの部分しか適用を受けられませんでした。

③ 改正内容

改正後もその取り扱いは変わりませんが、例外的に、相続した宅地が事業用と居住用のみである場合には調整計算をせず、それぞれ400㎡、330㎡まで適用を受けられることとなります。

ただし、貸付用を選択する場合は、現行通り調整計算を行なうこととなります。

（具体例）事業用300㎡（限度400㎡）居住用220㎡（限度240㎡）を相続した場合。

<現行>

$$300 \text{ ㎡} + 220 \text{ ㎡} \times 400 \text{ ㎡} / 240 \text{ ㎡} = 666.6666 \dots \text{ ㎡} > 400 \text{ ㎡}$$

このように居住用の宅地の限度面積を仮に400㎡ベースで換算して調整計算をし、その計算結果が400㎡までの部分しか、適用できませんでした。

<改正後>

$$\text{事業用 } 300 \text{ ㎡} \leq 400 \text{ ㎡} \therefore 300 \text{ ㎡全部適用できる。}$$

$$\text{居住用 } 220 \text{ ㎡} \leq 330 \text{ ㎡} \therefore 220 \text{ ㎡全部適用できる。}$$

改正後は、調整計算はせず、単純にそれぞれ限度面積まで適用できます。

(3) 二世帯住宅について（平成26年1月1日以後の相続より）

① 制度概要

小規模宅地等の特例の要件の一つに、“被相続人と同居していること”というものがありません。二世帯住宅については、この同居に該当するのかどうか意見の分かれるところかと思いますが、現行の税制では建物内部に階段やドアなどが設置されており、建物内部で行き来できる場合は同居。そうでなく外部にしか階段などがとりつけられていない場合は同居ではないという判断がなされ、特例の適用を受けることができませんでした。（ただし配偶者が取得する場合は、無条件で適用が受けられます。）

③ 改正内容

これについて、今回の改正でその外部でしか行き来できないようないわゆる“構造上区分のあるもの”についても適用の対象とすることとなります。

(4) 老人ホームに入所した場合（平成26年1月1日以後の相続より）

① 制度概要

小規模宅地等の特例の適用要件の一つに、“相続開始の直前で被相続人が居住しているものであること”というものがありません。したがって、現行の税制では例えば、被相続人がずっと住んでいた家でも、亡くなる前に老人ホームに入居していた場合などは、相続開始の直前で居住していないこととなり、適用を受けられませんでした。

② 改正内容

上記について、以下の要件が満たされれば相続開始の直前に居住していたものと認められ、特例の対象とすることができることとなります。

- イ. 介護が必要なため、老人ホームに入居したこと。
- ロ. 老人ホーム入居後の家屋が賃貸などされていないこと。

8. 贈与税の計算構造の見直し（平成27年1月1日以後の贈与より）

（1）通常の贈与税率

最高税率を50%から55%に引き上げ、税率構造は6段階から8段階になります。

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|--------------|-----|--------------------|-----|
| | 税率 | | 税率 |
| 200万円以下の金額 | 10% | 200万円以下の金額（変わらず） | 10% |
| 300万円以下の金額 | 15% | 300万円以下の金額（変わらず） | 15% |
| 400万円以下の金額 | 20% | 400万円以下の金額（変わらず） | 20% |
| 600万円以下の金額 | 30% | 600万円以下の金額（変わらず） | 30% |
| 1,000万円以下の金額 | 40% | 1,000万円以下の金額（変わらず） | 40% |
| — | | 1,500万円以下の金額 | 45% |
| 1,000万円超の金額 | 50% | 3,000万円以下の金額 | 50% |
| — | | 3,000万円超の金額 | 55% |

（2）20歳以上の者が、親や祖父母から贈与を受けた場合の贈与税率

親や祖父母から贈与を受けた場合は、低い税率で贈与税が計算できるようになります。

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|--------------|-----|------------------|-----|
| | 税率 | | 税率 |
| 200万円以下の金額 | 10% | 200万円以下の金額（変わらず） | 10% |
| 300万円以下の金額 | 15% | 400万円以下の金額 | 15% |
| 400万円以下の金額 | 20% | 600万円以下の金額 | 20% |
| 600万円以下の金額 | 30% | 1,000万円以下の金額 | 30% |
| 1,000万円以下の金額 | 40% | 1,500万円以下の金額 | 40% |
| — | | 3,000万円以下の金額 | 45% |
| 1,000万円超の金額 | 50% | 4,500万円以下の金額 | 50% |
| — | | 4,500万円超の金額 | 55% |

9. 相続時精算課税制度の見直し（平成27年1月1日以後の贈与より）

適用要件について、次の見直しが行われます。

- ① 受贈者の範囲に20歳以上である孫が追加されます。（現行は推定相続人のみ）
- ② 贈与者の年齢要件が60歳以上となります。（現行は65歳以上）

10. 事業承継税制の要件緩和（平成27年1月1日以後の相続・贈与より）

（1）制度の概要

この制度は、法人のオーナー社長が後継者に事業を承継する際、その株式を後継者に相続（させ）または遺贈や贈与した場合の相続税・贈与税について、一定の要件のもと、納税を猶予し、さらに一定の要件を満たせば、免除するという制度です。

また、相続または贈与後に一定の要件に該当すると、その納税猶予が打ち切りになり、納税猶予分の全部または一部と利子税を納付しなければなりません。

この一定の要件というのが厳しいもので、以前から制度が利用しづらいという指摘がありました。

そのため、今回の税制改正大綱には、その要件を緩和する旨が盛り込まれていますので、そのうち主要なものをご紹介します。

（2）改正内容

① 相続税の納税猶予に関する改正

相続税の納税猶予の場合、後継者は先代社長の親族である必要がありましたが、その要件が廃止されました。したがって、親族以外からも後継者を選ぶことができるようになります。

② 役員退任要件の改正

贈与税の納税猶予の要件の一つに、“贈与時において、贈与をする者（先代社長）がその法人の一定の役員（取締役、会計参与、監査役、業務執行社員）でないこと”というものがありましたが、この要件が“贈与時において当該会社の代表権を有していないこと”に改正されます。

したがって、今後は先代社長は代表権がなければ、取締役などとして残留することができるようになります。

③ 打ち切りに関する改正

イ. 贈与税の納税猶予の適用を受けた後、贈与者が役員（会長など）としてその会社から給与を受けた場合は、納税猶予が打ち切られてしまいましたが、その取り扱いが撤廃されます。

ロ. 相続税・贈与税ともに納税猶予を受けた後は、最初の5年間は毎年経済産業大臣や税務署長に書類を提出し、チェックを受けることとなります。

その際一度でも、相続時・贈与時の常時使用従業員数の8割を下回ってしまうと納税猶予が打ち切られてしまいましたが、税制改正大綱では、5年間の平均で8

割以上であればよいこととされます。

ハ. 上記④の条件でも、雇用を8割維持できない場合は、2か月以内に金銭一括納付により、納税猶予額の全額と、利子税を納付する必要がありますが、その納付方法として延納または物納を選択することができるようになります。

二. 納税猶予後に一定の要件に該当し打ち切りとなった場合、納税猶予額のうち一定額と利子税を納付する必要がありますが、税制改正大綱では5年経過後の打ち切りであれば、利子税が免除されることとなります。

④ 経済産業大臣の事前確認制度の廃止

納税猶予の適用を受けるためには、事前に経済産業大臣の確認を受けておかななくてはなりません。(先代社長が60歳未満で死亡した場合等一定の場合には不要です。)その確認を受けた後、認定を受けるという手続きをとりますが、その事前確認制度が廃止されます。(認定は廃止されません。)

⑤ 資産管理会社に関する改定

納税猶予の制度は、資産の7割以上が投資用の資産であるなど、事業実態がない会社として資産管理会社に該当した場合は適用が受けられないほか、適用を受けた後も資産管理会社に該当した場合は、打ち切りとなってしまいます。

この資産管理会社に該当するか否かの要件について、以下の改正が行われます。

イ. 常時使用従業員数が5人以上であることとする要件は、後継者と生計を一にする親族以外の従業員数で判定する。

ロ. 商品の販売・貸付等を行っていることとする要件について、後継者の同族関係者等に対する貸付を除外する。

⑥ その他

その他、細かい改正がいくつかありますが、割愛させていただきます。

11. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

景気浮揚政策の一環として、教育資金の非課税制度が創設されました。

ニュースなどの報道では、孫に対して教育資金を贈与した場合は1,500万円までは非課税とされていたようですが、税制改正大綱を見る限りでは親からの贈与でも適用が受けられるようです。

詳細は以下の通りです。

(1) 制度の概要

- ① 受贈者の要件 → 30歳未満であること
- ② 贈与者の要件 → 受贈者の直系尊属（両親、祖父母、曾祖父母など）
- ③ 贈与の要件 → 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、教育資金に充てるため、金融機関等に信託等すること。
- ④ 非課税限度額 → 1,500万円（学校等以外に支払われるものは500万円）

※ 教育資金とは、学校の入学料・授業料などのほか学校以外に支払われるものも含まれるようですが、その詳細はまだ発表されていないようです。

(2) 書類の提出

受贈者は、以下の書類を信託をした金融機関に提出しなければなりません。

- ① 教育資金非課税申告書
- ② 払い出した金銭を教育資金に充てたことを証する書類。（おそらく請求書や領収書などのことと思われます。）

(3) 制度の終了

受贈者が30歳に達するか、死亡した場合にはこの制度の適用が終了しますが、その際使い切れなかった金額は、以下の通り取り扱われます。

- ① 30歳に達した場合 → 30歳になった日に贈与を受けたものとして贈与税を課税。
- ② 死亡した場合 → 贈与税は課税されない。

したがって、30歳になるまでに教育資金として使い切る必要があります。

11. 国外財産に対する課税

相続税・贈与税は、日本国内に住んでいるか否か、および、日本国籍を持っているか否かで、日本国外にある財産に課税されるかどうかが決まっていました。

改正前は、国外在住かつ外国国籍の人については、日本国内にある財産を相続・贈与により取得した場合に限り課税されており、国外財産には課税されていませんでした。

ところが今回の税制改正大綱では、被相続人や贈与者が日本国内に住んでいる人であれば、国外在住かつ外国国籍の人であっても、国外財産に対して課税されることとなります。

この取り扱いは、平成25年4月1日以後の相続・贈与から適用されます。

12. 特別障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税制度の改正

贈与税には、障害者の生活の安定・療養の確保のため、信託会社と特別障害者扶養信託契約を結んで一定の手続きをした場合、6,000万円までの金額は贈与税が非課税となる制度があります。

この制度について、以下の改正があります。

- ① 非課税限度額が3,000万円に縮小されます。
- ② 特別障害者の範囲に、“中軽度の知的障害者”と“精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級または3級と記載された者”が追加になります。
- ③ その他一定の改正があります。

この改正は、平成25年4月1日以後に信託が開始された場合に適用されます。

13. 交際費の損金不算入制度の改正

現在、期末資本金が1億円以下である法人の交際費については、600万円（定額控除限度額）までの金額については10%が、それを超える部分については全額が損金不算入となっておりますが、以下の改正があります。

- ① 定額控除限度額を800万円に引き上げる
- ② 10%の損金不算入を廃止する

したがって、800万円までは全額損金算入となります。

なお、期末資本金1億円超の法人は、今までと変わらず全額損金不算入です。

14. 国内設備投資を促進するための税制措置の創設

(1) 制度の概要

製造業などが生産設備に投資をした際、一定の要件のもと、優遇措置が受けられる制度が新設されます。

(2) 適用要件

- ① 青色申告書を提出していること
- ② 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度で取得した生産設備であること。
- ③ 設立事業年度でないこと
- ④ 生産設備の取得価額の合計額が次の金額を超えること。
 - イ. 減価償却費（生産設備以外も含めた法人全体の金額）
 - ロ. 前事業年度中に取得した生産設備等の取得価額の合計額の110%相当額

(3) 優遇措置の内容

取得した生産設備のうち、機械装置の取得価額について、次の①、②のうち有利な方を選択できます。

- ① 30%の特別償却（課税の繰延）

※ 特別償却は、減価償却費を前倒しで計上する制度ですので、翌年度以降の減価償却費は減少し、最終的にはプラスマイナスゼロとなります。
- ② 3%の税額控除（課税の減免）

※ 法人税額の20%相当額が限度となります。

15. 雇用・労働分配を拡大するための税制措置の創設

(1) 制度の概要

国内従業員に対する給与の支払額が増加した企業に対し、一定の要件のもと優遇措置が受けられる制度が新設されます。

(2) 適用要件

青色申告書を提出しており、かつ、給与の支払額について以下の要件を満たしていること。

なお、平成23年度に創設された、従業員数をベースとした“雇用促進税制”などとの選択適用となります。

- ① $(\text{当期の給与} - \text{基準年度の給与}) / \text{基準年度の給与} \geq 5\%$
- ② $\text{当期の給与} \geq \text{前期の給与}$
- ③ $\text{当期の平均給与} \geq \text{前期の平均給与}$

※1 基準年度とは、平成25年4月1日以後に開始する事業年度のうち最も古いものの直前の事業年度をいいますので、ほとんどの法人は今現在の事業年度が基準年度となります。

※2 平均給与とは、税制改正大綱に詳細がありませんが、おそらく各従業員さんひとりひとりに対する給与の平均額のことかと思われます。

(3) 優遇措置の内容

次の金額をその事業年度の法人税額から控除することができます。

$$(\text{当期の給与} - \text{基準年度の給与}) \times 10\%$$

ただし、法人税額の10%（中小企業者等については20%）相当額が限度となります。

16. 経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置の創設

(1) 制度の概要

商工会議所などから、経営改善に関するアドバイスを受けて、そのアドバイスに基づき店舗の改修等をした場合、一定の要件のもと優遇税制が受けられる制度が創設されます。

(2) 適用要件

- ① 卸売業、小売業、サービス業、農林水産業であること
- ② 青色申告書を提出している中小企業等（資本金1億円以下の企業等）
- ③ 税額控除は、資本金が3,000万円以下であること
- ④ 商工会議所等の経営改善に関する指導・助言を受けていること
- ⑤ 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、④に基づく店舗の改修等により、以下の資産を取得していること
 - イ. 単価30万円以上の器具備品
 - ロ. 単価60万円以上の建物付属設備

(3) 優遇措置の内容

上記器具備品、建物付属設備について、以下のうち有利な方を選択できます。

- ① 取得価額の30%の特別償却（課税の繰延）
 - ② 取得価額の7%の税額控除（課税の減免）
- ※ ②については、法人税額の20%相当額を限度とし、その限度額を超えた場合は、翌年度の法人税額から控除することができます。

17. 研究開発税制の拡充

現在、試験研究に力を入れている企業に対して、一定の優遇措置がありますが、これについて、2年間の時限措置として、控除税額の上限を法人税額の30%（現行20%）とする等一定の改正があります。

また、当期の法人税額から控除しきれない場合は翌期分から控除することができるという取り扱いがありますが、その翌期分の控除額についても同様に30%（現行20%）となります。

18. 雇用促進税制の拡充

雇用者（雇用保険一般被保険者）数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させるなど一定の要件のもと、増加人数一人当たり20万円を法人税額から控除できる制度がありますが、この控除額について増加人数一人当たり40万円とすることとなります。

19. 貸倒引当金制度の改正

現在、売掛金や受取手形の相手先が手形交換所の取引停止処分を受けた場合、個別評価金銭債権として、債権金額の50%相当額を貸倒引当金として損金算入できる制度があります。この手形取引について、従来の紙媒体の手形に代わる新たな代金決済方法として、電子記録債権“でんさい”が本年2月18日よりスタートすることが予定されています。

この“でんさい”サービス開始に伴い、貸倒引当金制度でも『手形交換所取引停止処分』に相当する『電子債権記録機関による取引停止処分』を受けた場合でも、同様の取り扱いができるよう改正されることとなります。

20.期限切れ欠損金の損金算入制度の整備

(1) 中小企業金融円滑化法の廃止に伴う改正

いわゆる金融モラトリアムが今年の3月で廃止になることを受けて、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に再生計画認可の決定があったこと等一定の要件を満たす場合は、資産の評価損益の計上および期限切れ欠損金の損金算入ができることとなります。

(2) 平成23年度 繰越欠損金の損金算入制度の改正を受けての改正

平成23年度の税制改正で、大法人の繰越欠損金の損金算入については、繰越控除前の所得金額の80%相当額を限度とする旨の改正がありましたが、期限切れ欠損金の損金算入制度に関する整備が不十分でした。

したがって、現行の税制では民事再生等、一定の事実による債務免除等があった場合において、債務免除益以外の所得がある場合、その部分の所得についても80%相当額を限度とせず、全額期限切れ欠損金との相殺が可能となっていました。

これを是正するため、今回の税制改正大綱では、債務免除益以外の所得部分については、その金額の80%相当額を限度として期限切れ欠損金の損金算入を認めることとしています。

21.法人の住民税利子割の廃止

現在、預金の利子などについては、住民税の利子割として5%相当額が源泉徴収されており、これを法人の課税所得に加算した上で、法人住民税額から控除しています。

これを、平成28年1月1日以降に支払いを受ける利子等にかかる利子割については、納税義務者から法人を除外し、個人に限定することとされます。

22.延滞税等の見直し（平成26年1月1日以降の期間より）

（1）延滞税の見直し

延滞税の割合に関して、当分の間の時限措置として以下の通り改正があります。

| | 2か月以内 | 2カ月経過後 |
|----------|--|---------------|
| 現行 | 次のうちいずれか低い割合 ① 年7.3% ② 公定歩合 + 4% | 年14.6% |
| 改正後 ※ | 特例基準割合 + 1% (7.3%を超える場合は、7.3%) | 特例基準割合 + 7.3% |

※ 特例基準割合

= 一定期間における銀行の新規の短期貸出約定平均利率の平均 + 1%

※ 納税の猶予等を受けた場合は、その期間分については特例基準割合。

（2）利子税の見直し

利子税の割合に関して、当分の間の時限措置として以下の通り改正があります。

① 下記②以外の場合

| | |
|----------|--|
| 現行 | 次のうちいずれか低い割合 ① 年7.3% ② 公定歩合 + 4% |
| 改正後 ※ | 特例基準割合 |

※ 特例基準割合

= 一定期間における銀行の新規の短期貸出約定平均利率の平均 + 1%

② 相続税・贈与税に係る利子税

| | 延納及び納税猶予の場合 |
|----------|-----------------------------|
| 現行 | 利子税の割合※ × (公定歩合+4%) ÷ 年7.3% |
| 改正後 ※ | 利子税の割合※ × 特例基準割合※ ÷ 年7.3% |

※ 特例基準割合

= 一定期間における銀行の新規の短期貸出約定平均利率の平均 + 1%

※ 利子税の割合とは、相続税の課税財産のうち不動産等の占める割合等を勘案して
定めた年0.7%~年6.0%の割合。(納税猶予の場合は6.6%)

(3) 還付加算金の見直し

還付加算金の割合に関しては、利子税と同様の改正があります。

以上